

摂津市公告第 13 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び摂津市財務規則(昭和 54 年摂津市規則第 14 号)第 81 条の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札について次のとおり公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、「摂津市建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱に基づく入札に係る共通公告事項」による。

令和 5 年 6 月 8 日

摂津市長 森山一正

1 入札に付する事項

- (1) 案件番号 第 1 号
- (2) 工事名 東一津屋 3 号線外 3 路線道路修繕工事
- (3) 工事場所 摂津市東一津屋、鳥飼和道一丁目、鳥飼西五丁目 地内
- (4) 工期 令和 5 年 7 月 12 日から
令和 5 年 9 月 29 日まで
- (5) 工事概要 東一津屋 3 号線 L=301.6m
舗装打換え工 A=1,938.9 m²
区画線工 1 式
東一津屋 21 号線・鳥飼八防和道線・鳥飼西 114 号線 L=168.1m
舗装打換え工 A=1,160.8 m²
区画線工 1 式
- (6) 予定価格 32,534,700 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
29,577,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含まず)
- (7) 最低制限価格 事後公表とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加する資格は、令和 3~6 年度摂津市土木工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 入札参加形態 単体
- (2) 工事の業種 土木一式工事
本市入札参加資格者名簿に第 1 希望又は第 2 希望を「土木」で登録していること。
- (3) 本市登録名簿の換算数値 「土木」換算数値 600 点以上(ABCDランク)

- (4) 建設業許可 一般建設業許可又は特定建設業許可
- (5) 営業所所在地 摂津市内に建設業法に基づく本社(本店)を有すること。
- (6) 配置技術者 主任技術者を配置すること。

3 入札の日程等

入札参加申請書交付期間 本公告日から

入札参加申請書ほか提出資料は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

※入札に参加される際は、最新の様式をお使いください。

(1) 設計図書等の購入

購入期日 令和5年6月9日(金)から令和5年6月26日(月)まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

設計図書等購入申込書 市のホームページからダウンロードすること。

※摂津市設計図書有償頒布要領をご一読ください。

購入場所 (有)アメリカ堂 摂津市鳥飼中 2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

(2) 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書(様式第10号)を用いて財政課にファクシミリにより送信すること。

FAX 06-6319-1924

質問受付日時 令和5年6月9日(金)から令和5年6月16日(金)正午まで

回答日時及び方法 令和5年6月22日(木)

摂津市ホームページ・財政課窓口で閲覧

(3) 入札方法 郵便入札

入札書及び工事費内訳書は、摂津市ホームページからダウンロードすること。

(4) 入札書送付先 〒 566-8799

摂津市東正雀 19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

注意:**配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。**

(ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出しください。)

(5) 配達指定日 令和5年6月29日(木)

(郵便入札の提出締切日は、令和5年6月26日(月)です。)

(6) 入札(開札)日時 令和5年7月4日(火) 午前10時00分

(7) 入札(開札)場所 摂津市役所 東別館 第1会議室

(8) 入札立会人 本公告日から令和5年6月29日(木)午後5時までに立会人申込書を財政課へファクシミリにより送信すること。(受信順に2名を選任)

FAX 06-6319-1924

- (9) 入札立会人選任通知日 令和 5 年 7 月 3 日(月)午前
(選任された入札立会人には電話で連絡します。)
- (10) 入札結果の公表 令和 5 年 7 月 5 日(水) 摂津市ホームページに掲載する。

4 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 必要(契約金額の 10%以上)
- (3) 支払条件 前金払 有(契約金額の 40%以内とする。)
中間前金払 有(契約金額の 20%以内とする。)

5 入札の中止

入札参加申請者が 2 者に満たない場合は、入札を中止する。

6 その他

- (1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (3) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

7 問合せ先

摂津市 総務部 財政課

(代表電話番号)06-6383-1111、 072-638-0007 (内線 2218)

(直通電話番号)06-6383-1329